

令和3年5月臨時会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和3年5月15日(土)
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…1件
承 認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(5月15日(土) 教育庁)

神山悦子委員

今回の補正は財源更正であるため、県債を一般財源に振り替える中身だけであると確認した。一方で新型コロナウイルス感染症はますます大変になっており、今年度も執行に当たっては様々あると思うが、私は変異株の進展が非常に心配であるため意見だけ述べる。

教育長も心配をしているとのコメントがあったが、この変異株が子供たちにどんどん感染が拡大していることを考えると、今までの新型コロナウイルス感染症の対策だけでは済まないのではないかと思う。今後6月定例会もあるが、クラスターを追いかけるだけでは大変だと思い、PCR検査を子供たちにも行うなど、今後の推移を見ておきたいと思う。

(5月15日(土) 商工労働部)

水野透委員

商2ページ、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、プレスリリースされた内容を見ると、売上高方式と売上高減少方式があり、その仕組みについて説明願う。

また、金額がそれぞれ3つの区分に分かれており、その根拠になるものが1日の売上高によって変わるとのことだが、併せて聞く。

商工総務課長

まず、売上高方式と売上高減少方式の説明をする。売上高方式は、事業者の1日の平均売上高が8万3,333円までの場合、8万3,333円～25万円の場合、25万円以上の場合の3区分となっている。協力金の額は1日の売上高が8万3,333円までの場合は2万5,000円、8万3,333円～25万円の場合は1日の売上金額に0.3を掛けた金額、25万円以上の場合、1日

当たり 7 万 5,000 円である。

売上高減少方式は、前年度の 5 月、あるいは前年度が厳しい場合は前々年度の 5 月の売上高と今年度の 5 月の売上高の差に 0.4 を掛けて算出する。

協力金については、事業者が計算をして有利な方式を選んでもらうことになっている。なお、この考え方について、事業者がすぐに分からないとの指摘もあったため、県のホームページに早見表を掲載している。1 日当たりの売上高を当てはめてどれに該当するか分かるようになっているため、活用願う。また、売上高方式と売上高減少方式については、国の方式をそのまま採用しているため、国が示した様式を本県でも使っている。

水野透委員

前回 2 月の協力金の場合は休業中の店舗等も対象になったが、今回は対象になるのか。

また、令和 2 年 6 月以降に新規で開店した事業者は、5 月の比較ができないが、その場合も対象になるのか。

商工総務課長

休業中の事業者についても今回の対象となる。

また令和 2 年 6 月以降に新しく創業した事業者についても、対象とする方向で調整している。

水野透委員

飲食業以外の事業所にも一時金の支援があり、事業例として旅館や土産屋、観光施設などがあるが、宴会場、芸妓協会、コンパニオン、募集旅行等を行っている地元の旅行代理店、貸切りバス会社、スポーツジム、ゲームセンター、外出自粛によって売上げが下がる可能性がある店舗型の本屋、パン屋、あんま整体院なども対象になるのか。

商工総務課長

基本的に一時金については、事業者の業種によって当てはまるかどうかとの考え方よりも、その事業者が今回の飲食店の時間短縮によって影響を受けているか、もしくは今回の県の緊急事態によって外出自粛の依頼により影響を受けているかのどちらかに当てはまれば対象となる。したがって今、水野委員から、宴会場、旅行代理店、バス会社、ジム、ゲームセンター、店舗型の本屋、パン屋など具体的な事業を出してもらったが、このような事業者であっても、飲食店の時間短縮に影響を受けているか、あるいは外出自粛の影響を受けているかを客観的に証明できる書類が提出されれば、対象になるものとして取り扱う。

水野透委員

飲食店の酒類提供は、午前 11 時～午後 7 時までとなっている。営業自粛が、午後 8 時～午前 5 時までとあるが、午前 5～11 時まで酒を提供する業態があった場合は対象になるのか。

商工総務課長

要請された時間帯の営業を自粛する店舗であれば、酒類提供が午前 5 時～11 時までの間も対象となる。

神山悦子委員

商 2 ページの協力金と一時金について確認する。1 つ目に、対象の事業所はこれまでと同じ数か。

2 つ目に、期間は今日から 5 月 31 日までか。感染状況によってはそれ以降はどうなるのか。

3 つ目に、一時金について、2 月のときは売上げが 50% 以上減少しなければ該当しなかったが、今回は売上げが 30% 以上減少で該当することになるのか。

商工総務課長

1 つ目の対象数は、1 万 800 者を想定している。

2 つ目の期間は、5 月 15 日～31 日までである。ただし、1 日前の 14 日から始めた場合は、14 日も申請すれば対象となる。

3 つ目の一時金について、50% から 30% に変更しており、間違いはない。

神山悦子委員

県内の割烹料理店からは、もう店を閉めるしかないかと思うほど大変な状況になっており、従業員も感染防止対策を徹

底しているが客は飲食をする際マスクを外すため、感染しないか非常に心配しているとの話があった。そこに協力金が少しでも入ってくれば事業者にとってもほっとすることになる。皆が苦勞している状況であるため今回の措置は非常によい決断であった。

協力金は2万5,000円～7万5,000円の範囲で支払われるが、まん延防止等重点措置になると、この金額は上がるのか。また国の緊急事態宣言の場合の金額は違うのか。

商工総務課長

基本的には、まん延防止等重点措置になると、売上げが1日当たり8万3,333円までの場合、2万5,000円が3万円となる。8万3,333円～25万円までの場合は、3万円から10万円になる。25万円以上は10万円となり、やや金額が高くなる仕組みである。

宮下雅志委員

開業から1年に満たない事業者が申請をする場合、いつを基準にするかが難しい問題になると思う。特定の1か月を基準にして決める方向で議論されていると思うが、基準となる1か月が極端に店の売上げが減少している可能性もあるため、営業実態になるべく即した柔軟な見方や、実態を反映させるような選択の幅を十分考慮すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工総務課長

営業日数が1年に満たない事業者の審査については、現在具体的に調整している。事業者にとってどこが一番よいのかを考えながら、基準を公表する6月初旬まで早急に詰めて、県民に知らせる体制を取りたい。

神山悦子委員

事業所の対象数は約1万800者とのことだったが、今回の1日当たり2万5,000円となる事業者はどの程度か。

商工総務課長

1日当たり2万5,000円の対象は70%、その次のクラスは20%、25万円以上のクラスは10%である。

神山悦子委員

商10ページ、専決処分のグループ補助について、東日本大震災関係や水害関係等のグループ補助全体の金額か。

商工労働部政策監

3億円の減は、グループ補助金全体の合計額である。

神山悦子委員

大まかに分けると幾らになるか。

商工労働部政策監

種類ごとの内訳は、手元に数字を持っていない。

神山悦子委員

詳しくは別の機会に聞く。

商19ページ、ビッグパレットふくしまの改修費用は5億円以上で工事請負契約を進めるとの内容については了承したいと思うが、一番大きな地震被害箇所を聞く。また、なるべく早急に復旧したいと説明していたが、いつ頃になるのか。

観光交流課長

ビッグパレットふくしまの被害状況について、スプリンクラーの配管関係の破損や多目的展示ホールのシャッター、天井部材の一部脱落等の被害が多かった。工事期間は、令和3年10月12日までとなっているが、10月からの施設再開に向けて、被害が大きかった箇所を優先して直すなど、施工方法を工夫しながらできるだけ早期の再開に努めている。